

【研究ノート】

〈反対〉から〈アライ〉へ ——権利意識の生成過程としての教育実践記録

間 瀬 幸 江*

はじめに

宮城学院女子大学が2019年9月に「共生のための多様性宣言」を発してから、六年が経過した。宣言の発表により、本学は女子大学として、トランスジェンダー女性（以下、TG女性）の入学受け入れを明言し、2021年4月から制度の運用を開始している。

本稿は、「共生のための多様性宣言」（以下「多様性宣言」または「宣言」）を発した大学の内部に身を置く一個人による、宣言発表前から2025年現在までのオートエスノグラフィ的研究ノートである。筆者は、2017年に本件の学内検討が始まった当初、TG女性受け入れに反対の立場であったが、その後、さまざまな思索を経て賛同に至った。2025年9月現在、「LGBTQ+など性的マイノリティ当事者を理解し、支援のために行動する人」を意味する「アライ」¹を自覚するに至っている。反対からアライへと変化していったその過程には、「権利の視点」の獲得が深く関わっていた。

本稿で扱うのは、人権に関する新たな制度策定に向けた合意形成の過程において、組織内の個人に「権利の視点」が自覚されるとはいかなることかと

* ませ・ゆきえ、宮城学院女子大学一般教育部、ymase@mgu.ac.jp

いう問いである。組織が権利の理念を希求するとき、個人に起こる内的変化と、それに続く現実の新たな行動とは、たとえばどのようなものか——その歩みを見つめることは、人権教育や合意形成のあり方を考えるうえでも示唆をもつだろう。この意味において本稿は、教育実践の記録にとどまらず、女子大学という制度の内側で「権利の主体」が立ち上がっていく、その一つの過程をたどる試みでもある。ただし、あくまで一個人のケーススタディにすぎない本稿は、TG 女性受け入れの制度化に関する何らかの「正解」にたどり着くための方法論に係る学術的普遍性を担保するものではない²。

以上の前提に基づき、まず「共生のための多様性宣言」の概要と、その準備から現在までの組織の歩みを述べ、次にその過程で懸案となった事柄を整理する。その上で、筆者自身の振り返りを三段階——すなわち「不安と省察」の時期（筆者が自分のマイノリティ性を自覚した時期）、「人権意識の胎動と芽生え」の時期（他者の立場への気づきの時期）、そしてその萌芽を「授業実践に反映」させるに至った時期（権利という考え方の獲得）——に区分して考察する。この三段階を、個人の変容における権利意識の生成過程として捉え、その意味を「宣言」の実効性の射程に位置づけて考察することを試みる。

また本稿は、2025年9月3日（水）に東京の和洋九段フォーラムで開催された「女子大学連携ネットワーク第10回ミーティング」（テーマ：女子大学の可能性と課題——今こそ女子大学の存在意義を考える）で「情報提供」³として行った口頭発表「〈反対〉から〈アライ〉へ——人権が見えたそのときと、そこからの実践」に加筆・再構成したものである。あわせて、当日頂戴した質問の一部に回答するため、適宜、註【女子大学連携ネットワーク発表時の質疑から】を付す。なお、筆者の専門領域がフランス文学とフランス語教育にあることから、参照項としてフランスの事例を引用することがある旨を、あらかじめお断りしておく。

1. 「共生のための多様性宣言」概要と沿革

宣言の文言は次の通りである。全文を引用する。

【共生のための多様性宣言】

宮城学院女子大学は、本学に集うすべての学生の多様性と尊厳・人権を尊重します。年齢、信条、障害、エスニシティ、性的指向・性自認など、個人の特性や文化的背景を尊重し、そのための環境づくりに最善を尽くします。

【共生のための多様性宣言に基づく基本方針】

1. 自己決定を尊重します。

各個人の特性に関わる情報の開示・非開示、またそれらの表現については、当事者の意思が尊重されるものであり、他者から不当に侵害されることがあってはなりません。

2. 修学の妨げを取り除くために最善を尽くします。

本学で学ぶすべての学生にとって、修学の妨げとなる事柄は、適切なプロセスによる合意形成を経て、合理的な範囲で取り除かれなければなりません（合理的配慮）。

宣言のなかに、多様性の事例として「性的指向・性自認」が「年齢、信条、障害、エスニシティ」に並んだことにより、宮城学院女子大学の TG 女性の受け入れが理念化された。この明文化の背景にあるのは、2013年にアメリカ精神医学会が「性同一性障害」を「性別違和」に改めるとの認識を示したこと、さらに2019年にWHOが発表した「国際疾病分類第11版」(ICD-11 Reference Guide)において、当該の心身の状態が従来の「精神疾患」の項目から外れ、「性の健康に関する状態」という項目に含まれるに至り、そ

れを受けてこの状態に対し、2024年9月、日本の厚生労働省が「性別不合」という名称を示したことなどが挙げられる⁴。なお、ある調査によると、TG当事者の人口比率はおおよそ0.5%（200人に1人）と推定されている⁵。厚生労働省委託調査（2019）⁶では、TG当事者の割合を約0.42%とする報告があり、同程度の推定値が示されている。

本学の「多様性宣言」において、理念の宣言のあとに、当事者の視点に立った基本方針が明示されていることに注目したい。人権に関する多くの取り決めがそうであるように⁷、理念を掲げるだけでは、実質化に向けた取り組みは進まない。そのため、この方針の明示を含めての宣言条文と了解されねばならない。

また、宣言の起草に至るまでの準備段階から現在（2025年）に至るまでの経緯を次の一覧に示した。宣言を発するに至るまでの合意形成のための議論が、継続的かつ段階的に行われている。まず、TG女性受け入れの是非をめぐる議論のための委員会が発足し、それと並行して、宣言公表後の大学の学びの当事者となる視点から、学生による、セクシュアル・マイノリティの人権肯定のためのプロジェクトが始動した。翌年の2018年、理念化ならびに実質化へと歩みを進めるための委員会が発足し、TG女性の受け入れが「共生のための多様性」のなかに位置づけられることが決定した。「宣言」の文言が教授会と理事会で承認されたのち、受け入れについての教授会了承を踏まえた教職員・学生向けの学内説明会とWEBフォームによる意見聴取が行われ、「宣言」の公表に至っている⁸。

2017年8月	「性の多様性と人権」検討委員会の発足
2018年度	学生企画「にじいろプロジェクト」始動
2018年8月	トランス女性の受け入れを検討する拡大委員会発足 (受け入れに合意) 「トランスジェンダー女性を受け入れない理由はない」 との学長への答申。
2018年9月	答申の教授会承認を受け、これを具体化させるための 「性の多様性と人権」委員会が発足。TG学生の受け 入れという前提の前に、「いろいろなニーズのある多 様な学生一人ひとりにとって居心地良いキャンパスを どう作っていくか」との認識に立ち、その文脈の中 のつにTG学生を位置付けることとなる。
2019年3～4月	「宣言」の文言が教授会ならびに理事会承認を得る。
2019年7月	学生・教職員対象の説明会(4回)
2019年8月	学生の意見聴取(WEBフォーム)
2019年9月	10日、「宣言」の制定と公表
2020年6月	「トランスジェンダー学生の受け入れに関するガイド ライン」の制定
2021年4月	トランスジェンダー学生の受け入れ体制の開始(学部)
2023年4月	同(大学院)
2024年12月	性とアイデンティティ相談窓口開設 「トランスジェンダー学生の受け入れに関するガイド ライン」改定

入学・在籍をめぐる論点は大きく二点あった。一点目は、「なりすまし」入学者が現れる懸念、二点目は、入学後に当事者学生の性自認が揺らぐことへの懸念である。一点目については、入学金や学費を払ってまで「なりすまし」をしようとする当事者がいるとは考えにくいことはもちろんだが、大学としては性善説に立ち、学則に違反する行為があった場合には、他の学生と同様の基準で対処することとした。二点目は、入学した学生一人ひとりの学習権を卒業まで保障することが、法人契約の弁護士事務所との相談などを経て合意された。いずれの点にも共通しているのは、人間のありのままの存在を否定してはならず、問題にすべきは常に、存在ではなく行為であるとする前提である。

「宣言」に基づく受け入れの枠組みはまず学部で整備され、その2年後に大学院でも整備された⁹。2024年12月からは、性とアイデンティティに関する相談窓口が設置され、2025年度入試からTG学生の出願時・入学時からの通称使用を可としたことなどを受けて、2024年12月にガイドラインが改訂されている。人の数だけセクシャリティがあるとの考えに立ち、常に理解のプロセスを歩むことを、「性の多様性と人権」委員会が軸となり、大学全体で意図している。

そして、筆者は2017年の時点ではTG学生の入学に難色を示していた。次の章から、立場の変化と揺らぎのプロセスを省察する。

2. 不安と省察の時期（2017年～2019年）

2017年現在の所属組織（一般教育部）の会議で、TG女性の受け入れが初めて話題にされた際、筆者は「本学には、受け入れられる度量はないと思う」「このことで傷つく人がいる懸念があるので、やめた方がいい」と発言した。この発言から八年が経過した。当時の筆者は、「無理はよくない」「人を傷つけてはならない」という道徳的倫理観に基づいて発言していたと考え

られる。振り返るにこの道徳心は、「無理をする」ことや、「自分を傷つける人（自分自身をも含めて）がいても不満を表明せずのみこむ」ことを恒常的かつ無自覚的に行っていたがゆえに抱いていた不公平感を、自己の内部へと隠蔽するための心の動きであった。そうした自己防衛の思考回路のもとでは、「まずは、いま自らが生きている、一定の歴史的規定の中にある社会についての分析」¹⁰を不可欠とする人権教育の視点は、当然ながら欠落していた。

この欠落を、本章では、二つの側面から考察したい。まず、筆者がセクシュアル・マイノリティの人権について考えたことがなかったこと、これを考えるには、まず学ぶ必要があったことに、気づいていなかったという点である。それどころか、彼女ら・彼らの人権を、たとえ他の誰が考えていないとしても、自分はきちんと考えられるという根拠のない思い込みを持っていた。そしてもう一つは、権利主体としての自己という発想を持ったことがないことにも、気づいていなかった点である。人権という概念を、人に迷惑をかけない、困っている人を助けるといった、自分以外の他者を自分や社会から守るための、道徳的な「善意の仕組み」のことだと思い込んでいた。これらはいずれも、自分が実質的な人権教育を受けることなく育ち、したがって人権とはいかなるものかを知らないという現実には、気づいていなかったために起こったと考えられる。人権を「おもいやり」「やさしさ」「いたわり」と同義とア prioriに思い込む、「日本型の人権教育」¹¹しか自己内在化してこなかった証左である。

セクシュアル・マイノリティについての筆者の勉強不足が最初に顕在化したのは、フランス語教育の現場であった。

筆者は、外国語の習熟の度合いを「その言語を使って何ができるか」によって評価する CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）ならびに、フランス語教育の方法論である「行動中心主義的アプローチ (approche actionnelle)」を参照しながら授業を行っている。行動中心とは、学習者を言語運用の主体

(acteur) と見なす立場であり、言語話者としての主体性に学びを接続する考え方である。

話者の自認するジェンダーの表明を自ずと求める文法上の法則を持つ言語を教えるにあたり、女子大学で教える以前の筆者は、男子の外見の学生が「私は学生です Je suis étudiante」と女性形を用いたり、女子の外見の学生が「Je suis étudiant」と男性形を用いた場合、「笑い」や「ちゃかし」による指導を行っていた。これは、セクシュアル・マイノリティの当事者性の侵害にあたる。そして、2013年に仙台へ異動し、女子大学で教えるようになってからは、ジェンダーとセクシュアリティについて自己流で学び始めた。その過程で、「私は学生です」と授業の中で発語させること自体が、セクシュアル・マイノリティへのハラスメントになるのではないかと危惧するようになった。

この懸念を、フランス語母語話者でアライを公言する、他大学の同業者に相談したところ、「学習者のありのままでもいいのでは」との返事があり、大変困惑した。当時の筆者の懸念は、フランス語が文法上の性別を持つ言語であるがゆえに、「行動中心主義的アプローチ」を取ることは、学生にアウティングを強いることになるのではないかと、ということだった。そのため、友人の「ありのままでもいい」という回答の真意を理解できなかった。自分の理解の射程を超える何かがあるとうすうす感じながらも、その違和感を言語化できないまま、ただ場をやり過ごした。

振り返るに、あの時の違和感は、自分の「ありのまま」に対峙する経験の不足、すなわち、自分自身を生きるとはいかなることかという根源的な問いに向き合ったことがなかったことに起因していた。友人はフランス人であり、日本語をフランスで習得し、来日し、日本で家族を持ち、教員としてフランス語とフランス文化を教えている。出自とはまったく異なる文化圏で、異文化を講じながら生きることは、自分の「ありのまま」が揺さぶられたり、自

らのマイノリティ性に否応なしに向き合ったりする日々を生きることを意味するのではないだろうか。筆者には、そのような、自己との対峙の決定的な経験が、まだ不足していたのである。

この不足は、次に述べる二つ目の側面において、より具体的に顕在化することとなった。それは、2019年7月に4回にわたり開催された、学生・教職員対象の説明会での出来事である。その四か月ほど前にすでに教授会承認がなされたことを受け、TG女性受け入れを瑕疵なく行う義務感によって2回出席し、本当に受け入れが始まるのだとようやく実感した。しかし「受け入れない理由はない」ということばに、筆者は、寄る辺なさを感じた。人権にかかわる「善いこと」であるのだからと、教授会でもあえて発言までして賛意を表明したにもかかわらず、追い詰められるような気持ちを拭えないちぐはぐさを自覚した。

時系列の記憶が定かでないが、おそらくは出席した2回目の説明会のあとであったろうか。精神的重圧の正体が、この宣言を主体的に理解し実質化していく責任を負うにあたり、当事者となる学生の人権を侵害しない自信がない、という不安感にあることがわかってきた。侵害しないためには、そのように気をつけねばならない。配慮をせねばならない。勉強をせねばならない。言動に気をつけねばならない。そうした感覚を抱いた。そして、驚いたことに、「自分は、ありのままの自分を隠す努力によってどうにか日常を生きているから、さらにもう一つ別の努力を、他の人のために引き受ける余裕も自信もない」と思っている自分に気づいた。

この時の筆者は、一般教育部の教務担当として、全学に関わるカリキュラム改定の業務を担当していた。すべての学科で異なる単位数、科目数について遺漏なく把握する仕事で、常に緊張状態にあった。この緊張の理由は、業務量だけではなかった。もともと自分には、数字や活字を取り扱う精度が同業者比で劣る自覚があり、その劣性を、確認の時間と集中力を人より多く厚

くすることによって補ってきた。そうすることで、数値によって人や業績を評価する社会の「正しさ」のスケールを、自分もまた標榜しようとしてきた。しかしこの時は、個別のヒアリングや議論、批判などを受けとめつつその都度、単位数や履修学年などの数字データを書き換え管理する必要がある、業務に求められる精度は自分のキャパシティを越えていた。さらに、周囲の理解と協力を十分に得るに足る SOS を発することができず、自分の精神力と集中力だけで業務を続けていた。

逡巡を経て二度目に出席した説明会の質疑応答の際、その「劣性」への気づきに言及し、考えを次のように表明した。「宣言」に当初反対していたこと。説明を聞き、非常に大切なことだと改めて理解したこと。しかし、自分のハンディキャップを隠し続けていたら、入学して来る学生たちの尊厳を傷つけるような失敗をしてしまいそうだから今カミングアウトをしたこと。しかしこの「宣言」を発する宮城学院が、一教員のこうした自己を不安感なく肯定できる組織になっていくと信じたい旨を、マイクを持ち震える声で語った。

カミングアウトは、どんなケースでも、けして強制されてはならない。他者を傷つけたくないという理由でカミングアウトを自らに強いることは、ある種の自己犠牲であって、権利主体としての自己を肯定できずにいることのあらわれでもある。しかし、筆者のこの突発的なカミングアウトは、その場にいた教職員、学生によってたしなめられることも、感動や美化に回収されることもなかった。自分の揺らぎを、その場に居合わせた 40 人ほどの人々に聴いてもらえた、すなわち、発言する権利を守ってもらえた機会であったと認識している。

ここに至り筆者は、長い間自らに蓋をしてきた「ありのままの自分」のマイノリティ性とはじめて向き合うこととなる。

3. 人権意識の胎動と芽生えの時期（2020年末～2022年）

マイノリティとは、単なる数の多寡ではない。「マイノリティであることで不平等な扱いを受けたり、集団的差別の対象となったりする人や、実際に不平等な扱いを受け、差別の対象になっている人」¹²もそこに含まれる。日本国憲法第14条で「法の下での平等」¹³がわざわざ明文化されたのは、人が人によって支配される時代を終えたいという、人間の長い願いが言葉になったものだと考えられる。そこに示されているのは、多様な人間ひとりひとりが、差別されずに生きることができる社会への希求である。しかし、差別されずに生きたいという願いは、結果として、自己のマイノリティ性の忌避や隠蔽を促しやすいという現実がある。だからこそなおのこと、権利として明文化されていることは重要である。

筆者にとって2019年は、適応障害を抱えていた時期と、TG女性受け入れのための説明会出席の時期が偶然重なり、ずっと直視せずにきた自己のマイノリティ性が露呈した年であった。だが、そのあとさらに、二つの——これもまた偶然の——巡り合わせが、自らのマイノリティ性を精神論で隠蔽することを善とし、そうすることで自らのマイノリティ性を否定してきた思考回路を、少しずつ変えていった。ひとつは、マイノリティ性をこそ、ありのままの自分の所与として受け入れて生きる友人たちとの対話である。もうひとつは、「子どもの権利条約」における第12条「意見を表明する権利」、すなわち当事者である子どもが主体として意見を表明できることと、それを可能にする聴く仕組みの整備の努力義務が大人に求められるという発想との出会いである。

2020年11月、前任校の卒業生ジェニーさんの「結婚式」の写真をSNSを経由して目にする機会があった。白いウエディングドレスに身を包んで並ぶ二人の女性「なるジェニー」のはじけるような笑顔の写真であった。二人が

パートナーを得た幸せをまっすぐに発信するさまに心動かされ、すぐに「おめでとう」のメッセージを送った。自らのマイノリティ性と向き合うもがきの日々の重石が、ひととき、解けるような感覚があった。

その後、二人のブログ記事などから、自らのセクシュアリティに向き合った経緯などを知り、筆者がディレクターをつとめていた仙台コミュニティFMラジオ3の番組「声のつながり大学」にも4度にわたり出演いただくなど、二人から、セクシュアル・マイノリティのありのままの日常について多くを学んだ。うち3回については、文字起こしされ、筆者が主催する「声の主体による文化・社会構築研究会」の機関誌『声のつながり』第2号（2024年）に全文が掲載されている。また、2022年4月には「東京レインボープライド」を視察し、LGBTQ+の様々なセクシャリティをもつありのままの自分を肯定することと、セクシャリティだけでなく、自らのマイノリティ性を肯定することとは、地続きであると実感できた。社会にもともと存在していた主体が自らを可視化する情報発信実践を、「なるジェニ」は行っていた。これは、マイノリティ性を自己の抑圧の装置として内在化させる「正しさ」の圧力への抗いでさえない。むしろ、人をマイノリティ性の枠にはめる既存のスケールとは別次元の、新しい「当たり前」の発信であった。

また、「子ども」は大人の抑圧を受けやすく、従ってマイノリティの立場に置かれやすい存在である。子どもがマイノリティ性の中に自らを埋没させないための権利の体系として、1989年11月20日、国連総会で批准された「子どもの権利条約」（日本は1994年4月22日に批准）を、2021年から「基礎演習」の授業テーマとした。「基礎演習」は、「大学で学ぶことの意味を考え、大学で学ぶための基本的姿勢を身につける」ことを目的とし、「資料の調べ方や読み方、報告の仕方やレポートの書き方、ディスカッションの仕方など、大学で学ぶための基礎的技能を身につける」（宮城学院女子大学『学生便覧』2025年版より）ことを目指す、一年次導入科目である。しかし、「大学で学

ぶことの意味」を自ら考えるという大きなテーマ設定では、レポートの軸としての「自ら論じたいこと」の言語化へと学生を導くことはできない。そのため、「論じたいこと」を自覚しないままにお仕着せの方法論を修得するだけの授業となってしまう懸念を、科目担当者となつてからずっと抱えていた。「声の主体による文化・社会構築研究会」のメンバーで、国連子どもの権利条約の専門家である安部芳絵が2020年に『子どもの権利条約を学童保育に活かす』（高文研）を出版したことを契機に、これを教科書として採用した。

筆者の「権利の視点」の獲得にとって決定的だったのは、「基礎演習」の授業の軸となるテーマとして、2022年から、同条約第12条「意見表明権」を特に扱うようになったことである。

一、締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童が、その児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢および成熟度に従つて相応に考慮されるものとする。

二、このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上および行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により、直接に、または代理人もしくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

（公益財団法人日本ユニセフ協会ウェブサイトより引用。下線は引用者による）

「意見表明権」を、「当事者が声を上げられる権利」とのみ短絡してはならない。それでは、理念の核を見落としてしまう。条文にあるとおり、この権利を守る主体は「締約国」である。締約国が子どもの「権利を確保」し、さらに子どもが「聴取される機会」を創出することが求められている。意見や気持ちをことばにする環境が安心・安全に整えられてはじめて、権利が当事者を守ることになる。権利の視点を持つとは、マイノリティ性を当事者の努

力不足とか不運などに回収したり、ましてや憐憫の対象とのみとらえその声も聞かずに救済することとは別次元であるということに、この条文を授業で扱ってはじめて、実質的に気づくことができた¹⁴。

5年にわたる授業実践で、「子どもが自分の気持ちを大人や社会に聴いてもらえる権利があるとは考えたことがなかった」との声が毎年度の自由記述のなかでくり返し見られる。日本ははまだ権利教育の実質化のスタートラインにも立っていないと実感させられる経験となった。可変的な主体としての自分の「ありのまま」の言語化には、「聴いてもらえている」という実体験を積み重ねることが不可欠であり、その仕組みは、実質的な権利教育が欠落しているままでは、育まれていかない。この確信は、さらにもう一つ、偶然この時期に与えられたチャレンジへとつながっていった。それが、2021年秋から引き受けることとなった、宮城学院女子大学リベラルアーツ基幹科目「リベラルアーツ総合A（声）」（オムニバス科目）の授業担当としてのミッションである。

4. 授業実践への反映から現在まで（2021年～2025年）

2020年度からの一般教育科目のカリキュラム改定により、「リベラルアーツ基幹科目」という科目群が新たに立ち上がることとなった。同時に、その中に位置づけられた新規開講科目「リベラルアーツ総合A」の授業担当を命じられた。2021年度から開講されたこの科目は、2年次後期の選択必修科目で、毎年100～200人程度の受講生がいる。授業担当を希望したのも、この科目のテーマ「声」を選んだのも、筆者ではない。もう一人の担当教員が「声」であれば担当してもよい、そのパートナーは間瀬で、という形で打診されたからにすぎない¹⁵。

権利主体としての自己をはじめて発見するプロセスの渦中にあつた時期に講義科目を新たにデザインするという偶然の巡り合わせにより、自らの専門

領域として看板を掲げてきたフランス文学・文化の膝元が、近代において権利宣言を最初に行った国であったことに改めて思いをいたした。そして、授業準備のための資料調査の中で、フランス語の〈VOIX〉(「声」の等位概念にあたる)に比べて、日本語の「声」には「市民性」「共同体性」の意味合いが薄いということに気づいた。

日本語の「声」は①発声器官②言葉の発し方、語調、アクセント③虫が出す音④物がぶつかったり落ちたりしたときの音⑤神仏などの言葉⑥人々の考え、意見⑦年月や季節の、それとわかる感じ、けはい⑧音声学で、声帯の振動を伴った呼気、有声音⑨訓に対して、漢字の音(おん)、など(以上『デジタル大辞林』を参考に列挙)、いくつもの異なる意味が平面的に広がっている。一方、フランス語の〈VOIX〉は、辞書 *Trésor de la langue française*¹⁶によると、明確に異なる二つの意味領域①口から発せられる様々な音の集合体としての音で、息を吐くときの圧力によって生じる口腔内の振動によって発せられるもの、②何らかのメッセージを表現するもの。また、言語あるいは他の表現手段を用いて明瞭に表現されるある集合体・共同体の考え方や気持のこと、が挙げられ(下線は筆者による)、この二つの意味領域それぞれに、多数の下位概念が付される。日本語の「声」において、「集合体・共同体の考え方」の意味としてはかろうじて、⑥「人々の考え、意見」にその片鱗が見えるが、下位概念に選挙の「票」の意味さえ含む〈VOIX〉ほどには、社会性・政治性の明確さはない。「票」とは言うまでもなく、シティズンシップを行使する権利である「参政権」を行使する際の権利主体の声のことである。

こと権利主体を巡る議論においては、「声」は〈VOIX〉よりも、語の社会性・政治性の明確さという点で、〈VOIX〉ほどには制度化されていないとの問題意識をもって、授業目的は「日本の〈声〉の定義に欠落するシティズンシップ性を、フランス語の〈VOIX〉の定義との比較を起点に明示しながら、

〈VOIX〉を伴う自覚的な語り手となることの意義理解を目指す」。とした。

2025年度の授業シラバスは、次のとおりである。

- | |
|---|
| 【第1回】 フランス語の「声」という単語がもつ二つの意味
映画「すべての人に結婚の自由を」 視聴（1回め） |
| 【第2～3回】 フランス近現代文学に描かれる、不平等社会で声を奪われた女性像 |
| 【第4回】 オランプ＝ド・グージュ「女性および女性市民の権利宣言」 |
| 【第5回】 石井美保著『遠い声をさがして』（岩波書店、2022年）を読む |
| 【第6回】 セクシャル・マイノリティのカミングアウトの事例から
映画「すべての人に結婚の自由を」 視聴（2回め） |

第1回講義で、「声」と〈VOIX〉の意味上の差異を説明し、「声」の国に生きる私たちが〈VOIX〉の持つ権利意識を自ら育むことはいかに可能かとの問いを発する。この回の課題として、セクシュアル・マイノリティの人々が登場する動画「LGBTQ100人カミングアウト2021【すべての人に結婚の自由を】」¹⁷を各自授業外に視聴し¹⁸、感想を提出してもらう。第2回、第3回では、ナポレオン民法典制定後、女性が権利主体として位置づけられなくなったフランスで、社会市民としての自己の獲得を目指しながらガラスの天井にぶつかった女性たちの事例を、19世紀中葉と20世紀前半の二つの小説の事例（ギユスターヴ・フローベール作『ボヴァリー夫人』のエンマ、フランソワ・モーリアック作『テレーズ・デスケルウ』のテレーズ）から紹介する。第4回で、権利は明文化されなければ守られないという危機感に基づきフランスの思想家オランプ・ド・グージュを紹介し、第5回では、京都の小学校のプールの水難事故で子どもを失った両親と、小学校の教職員との間の対話記録を通して、権利主体の声を聴くために求められる姿勢や考え方を話題にす

る¹⁹。第6回で「なるジェニ」を紹介し、セクシュアル・マイノリティの人権を改めて扱うとともに、講義の最後のパートでは初回授業で自宅課題とした動画「すべての人に結婚の自由を」を、今度は教場で視聴する。

先述のラジオ番組「声のつながり大学」で「なるジェニ」が一貫して述べているのは、セクシュアル・マイノリティが社会の中で透明化されていることへの警鐘である。

存在しているっていうことが見えていないってところが結構一番、日本の中でいうと大きな問題かな²⁰。

「見えていない」というのは、当事者意識をもって受けとめられていない、という意味であって、物理的に視野に入っていないとか、網膜に写っていないといった意味ではない。目に入っているにもかかわらず、その人たちの声を〈VOIX〉として、市民性・社会性を持つメッセージとしては受けとめておらず、受けとめていないということにも気が付いていない、という意味である。このことは、「リベラルアーツ総合A（声）」の授業の感想からも如実に読み取ることができる。

改めて1回目の授業で見たビデオを再び見て、完全に見方が変わったことに気づきました。言葉に表すのが難しいですが最初見た時は勇気のあたる人たちだの差別がなくなるといいなという気持ちで見えていましたが、この方々はただ自分がLGBTQだとカミングアウトしているだけではなく抑圧された声を抑圧から解き放つんだ抑圧には負けないという強い意志を感じました。

第一回目ではそれぞれがLGBTQ+について伝えようとしていてすごい

なくらいにしか感じなかったですが、ジェニーさんのお話を聞いて、自分の声を誰かに向けて発すること自体にとっても心を動かされました。

セクシュアル・マイノリティについて扱うのは、初回授業と第6回授業のみであるが、同じビデオに対する見方が明らかに変わったというこうした感想を、毎年受け取る。社会によってマイノリティにされてしまっている権利主体の声は、やっと聴こえるようになったという受講者たちの気づきは、セクシュアル・マイノリティはもちろん、その他さまざまな状況下でマイノリティにされてしまった人々の声の記録にも及ぶ。かくして、セクシュアル・マイノリティについて考えることは、そのまま、権利の問題を包括的に考えることに直結することが明らかになる。

こうした経験的気づきは、筆者にとって支援的に働いた。たとえば、セクシュアル・マイノリティを「わがままな存在」「身勝手な人々」と捉えるコメント（「自らのマイノリティ性についてことさらに騒ぐことで逆に差別されているのではないか」）や、セクシュアル・マイノリティ当事者と、犯罪者とを区別できずにいるコメント（「男性が女子トイレに入って来る恐怖など、マジョリティにも生きづらさがあると分かってほしい」）などを、正面から否定せず、自分の歩いてきたプロセスを振り返り、かつての自分との類縁性に思いを馳せることで受け止める、精神的な「あそび」をもたらしてくれる。また、「私はアライだが、性的マイノリティ以外にも、他のマイノリティもいると言いたい」といったコメントに対しては、「共生のための多様性宣言」を善意だけで無理に肯定しようとしたかつての自分を重ねて相対化する。

もちろん、こうしたコメントを常に落ち着いて受け止められるとは限らない。この「追い詰められる感覚」を耳にするたびに、常に揺らぐ自分を自覚する。そして、2019年の説明会で、マイクをもらい自らのマイノリティ性

を自己犠牲の精神でカミングアウトしようとした筆者に対し、「あなたは権利のことがわかっていない」と「善意」によって宥める人は、その場にまったくいなかったことに思いをいたす。

5. 落胆と傲りの往還——筆者の現在地——

授業の感想としてときに学生から寄せられる、マジョリティの側にとどまっていた意向を、平静に受け止めるのは容易ではない。ときに「自分のことばが届かなかったのではないか」と落胆することもある。しかし、その揺らぎの正体は、教員という立場に内在するマジョリティ性であるだろう。「共生のための多様性」をめぐる道のりに終わりはなく、私たちは常に理解の途上を生きていると改めて思う。「宣言」は完成を告げるものではなく、実践と実質化の継続を明言するものである。

こうした落胆と傲りの往還において、筆者はまず、分からなくなったり不安を覚えたりしたときは、それを誰かに「聴いてもらう」ことにしている。声は「言ってよい」という許可によってではなく、「ただ聴いてもらえる」経験によって初めて、権利として形を帯びるからである。そして、分からないことを分からないままにせず、自分の誤りに気付いたときはそれを表明すること——いずれも難しく、実行に至らないことも多いが、以前に比べると、それをより意図して行動するようになった。

この気づきは、属詞に文法上の性があるフランス語という言葉を講じる者としての意識にも、直接的な変化をもたらした。先述したとおり、筆者はかつて、同業者でアライの立場をとる同僚に、「『私は学生です』という発語をうながすことがアウトティングにあたるのではないか」と問いかけたとき、返ってきた答えは「ありのままでもいい」という一言だった。その意味を、当時の私は理解できなかったが、ようやく最近になって、そのことばの射程が少し見える気がする。

すなわち、人間が、自分のことを自分のことばで語る権利主体であると互いを信頼する限り、学生が選び取った発話の形を、そのまま信頼すればよい。文法や発音の正確さも大切だが、それ以上に、発話者が安心して声を発することのできる環境が、ことばを生かす。文法上の仕組みや抑揚といった情報伝達の実践枠組みが適切に整えられているかどうか——それは、学習者がセクシュアル・マイノリティであるかどうかとは、関係のない問いである。アウトティングを強いる懸念は重要だが、それに徒に怯える前に、授業デザインが発話者の主体性を奪っていないかどうかを吟味し、状況に応じて改善していくこと。難しいが、これが、教育者に求められるだろう。さらに、その改善を「簡単」と考える発想自体からも、自由にならねばならない。

かくして筆者自身の「マイノリティ性」もまた、権利主体としての自己を肯定するためのプロセスの只中にある。ありのままの自己の不可視化に加担しないとは、言い換えれば「できるふりをしない」ということだ。やむを得ず苦手なことを引き受けざるをえない場合には、その旨を周囲に共有し、必要な支援を求めるよう努めている。これもまた難しいことだが、同時に、得意な領域については主体的に表明し、他者と協働する機会を増やすことを意識している。こうした共有によって初めて、「一人では限界がある」という前提を超え、「協働によってより高い成果を得る」可能性が開かれる。

その実践の一例が、2021年秋に筆者が担当した一般教育課程のカリキュラム・イメージツリーのデザイン作業である。さらに2024年秋には、2026年4月開設予定の英語文化コミュニケーション学科のカリキュラム・イメージツリーのデザインも任され、一定の成果を得た。活字・数字・文字の読み取りに、筆者ほど負荷を感じない同僚に、イメージツリーの原型を作成してもらい、そのデザイン化を筆者が引き受けた。いずれも2025年現在、大学のウェブサイトや大学案内に掲載され、受験生や高校生にも配布・公開されている。自分が最終形のデザインを引き受けたツリーがあることで、文字と

数字の羅列で構成されただけの課程表を読む際も、負荷が軽減される実感がある。同じような特性を持つ人々にとっても、こうした作業分担の発想や、その成果として作られる情報の「カタチ」が、助けになればと願っている。

2017年に自ら発した、「本学には、受け入れられる度量はないと思う」「このことで傷つく人がいる懸念があるので、やめた方がいい」ということばを改めて振り返る。筆者の真意として、あのときの真の主語は、「本学」つまり「大学」「私たち」ではなく「私」であった。また、「傷つく人がいるかどうか」すなわちそのことで起こる「悪いこと」「善いこと」の尺度は、人権を語ることは直接関係がないということに、気づいていなかった。

このことに気づく道筋を筆者に開いたのは、自分が弱った時にこそ、自分が抑圧しようとしてきたマイノリティ性すなわち「ありのままの自分」が露見するという、全き真実であった。この現れを通して、セクシュアル・マイノリティの人々が日々「隠す」ことを強られる不公正な社会構造の一端に、初めて自らの身体で少し触れたのだと、今では理解している。隠すことは差別を避けるための戦略であると同時に、自分を偽りながら生きる苦しさを日常とすることであるが、自分を偽ることを、社会からも、そして社会を内在化した自己からも強制されながら生きることを、できることなら、終わりにしたい。

そして、それは、難しいことである。社会も、自分も、時代のうねりの中で、常に変わるからである。昨日まで自分をサポートしてくれていたものが、今日は足かせになったり、重荷や障害になることもある。だからこそ、日常のなかで、自分にできることを見つけ、それを大切にし、さらにそれを何度でも何度でも繰り返すことが重要である。

大きな体系的教育によってではなく、ごく個人的な体験によって筆者の中に芽生えた権利意識は、道徳心や善意など、形骸化することによって簡単に権利主体を沈黙させる体系を前に、いとも簡単に抜け落ちてしまう懸念があ

る。この危惧に自覚的でいたい。

おわりに

本稿が、2025年9月3日（水）に東京の和洋九段フォーラムで開催された「女子大学連携ネットワーク第10回ミーティング」（テーマ：女子大学の可能性と課題——今こそ女子大学の存在意義を考える）で「情報提供」として行った口頭発表をもとに、研究ノートとして加筆・再構成したものであることは、冒頭ですでに述べた。発表後に受け取ったコメントシートには、「権利教育の重要さなど考えたこともなかった」「権利教育が具体的にどのようなものかわからない」という声が複数あった。これらの言葉に筆者は、権利の視点とは、それを情報として「知っている／知らない」だけでは済まないものであると改めて知らされた。権利は、正しさの説明として与えられるものではなく、分からなさや違和感を抱えたまま、それでも考え直す時間を積み重ねるなかで、初めて自分のものとして立ち上がってくる。

制度もまた、作って終わりではない。むしろ運用が始まった後に、日常の細部で揺らぐ。揺らぐからこそ、そこで生じる声を拾い直し、合意形成のプロセスを更新し続けることが求められる。特に権利に関わる制度においては、内容だけでなく手続きも含めて、その「更新」を生きることが不可欠である。

本稿が記述したのは、女子大学という制度の内側で、ある一個人が「反対」者から「アライ」へと変化していく過程である。だがそれもまた、理解して終わる話ではない。疑問や不安、失敗の可能性に何度も立ち返りながら、その都度、聴き直し、言い直し、行動をやり直す——そのプロセスのほうこそが重要である。宮城学院女子大学の「共生のための多様性宣言」が、理念の文言と同時に、当事者の視点に立った基本方針も同時に発したことの重要性はここにある。理念を掲げるだけでは、実質化に向けた取り組みが常に守られるとは限らないことは、歴史にも明らかである²¹。

アライということばには、援助や救済ではなく、「つながる」というニュアンスがある。本稿が、権利の視点を“教える”ためではなく、権利の視点を“生きる”ための記録として、どこかで誰かの思考の足場になることを願いつつ、筆を置く。

〈注〉

- 1 村井真子（社会保険労務士・キャリアコンサルタント）「アライ（Ally）とは？アライの必要性や活動事例を支援者が紹介」『朝日新聞 SDGs ACTION!』（2023年9月21日）。（最終閲覧日：2025年11月2日）。
- 2 ただし、本稿1章ならびに終章の執筆にあたり、2024年度～2025年度「性の多様性と人権」委員会（「宣言」に係る制度の運用と管理を担う組織）での議論や、2023年度委員会座長の木野和代氏と2025年度委員長の戸野塚厚子氏が学外で行った講演資料から、示唆や情報を得た。また、2021年11月11日に武庫川女子大学の教員3名が宮城学院女子大学の教職員に行ったインタビューの文字起こしである次の資料からも、多くの情報を参照した。末光真希・戸野塚厚子・栗原健・大泉有香・西尾亜希子・中尾賀要子・安東由則（編者）「宮城学院女子大学におけるトランスジェンダー学生の受け入れ経緯と準備—キーパーソンへの聞き取り調査から」『武庫川女子大学教育研究所研究レポート』52巻、1-20頁、2021年。なお、筆者は2023年度より、本稿執筆時に至るまで、「性の多様性と人権」の委員を務めている。
- 3 発表の機会は、宮城学院女子大学ジェンダー教育研究センターを經由して頂戴した。記して感謝申し上げる。
- 4 その後、2023年10月には最高裁判所がTGが戸籍上の性別を変更するために課されてきた「生殖能力をなくす手術」を、また2025年10月には東京高等裁判所が「外観要件（別の性別の性器に近似する外観を備えること）」の適用を、それぞれ違憲とする判決を下すなど、日本はTGの人権保護をめぐる歩みの途上にある。
- 5 安東由則「日本とアメリカにおけるトランスジェンダーを巡る社会的動向」『武庫川女子大学教育研究所研究レポート』51号、2021、4頁。
- 6 厚生労働省委託事業「職場におけるダイバーシティ推進事業」報告書、2019年。

- 7 たとえば、1989年に国連総会で採択された「国連子どもの権利条約」を日本が批准したのは1994年だが、2024年の「子ども基本法」施行まで、批准の体系的実質化の枠組みは整備されてこなかった。また、フランスは1946年10月27日憲法前文第3条で「あらゆる領域で女性と男性は平等」と明文化したが、現実には、私有財産を配偶者の許可なしに所持することや、人工妊娠中絶、育児休暇中の有給、出産・育児による解雇の禁止など、女性のかずかずの人権は、その後の数多の個別の法制化によってようやく守られてきた。
- 8 【女子大学連携ネットワーク発表時の質疑から】「宣言の文言が確定してから公表に至る前、学生の意見聴取や説明にかけた時間がとても短いと思われる」：この期間が「短かった」として、その後大過なく、今に至るまで、TG学生受け入れの仕組みが走る現状がいかにも可能であったかは、立ち戻るに値する問いと思われる。
- 9 【女子大学連携ネットワーク発表時の質疑から】「実際に入学した学生はどの程度おられますか」：本人が合理的配慮を望まない限りは申告を義務としない方針であることから、正確な数は把握していない。仮に把握していたとしても、プライバシーに関わる事項であるため回答は控える（2025年度「性の多様性と人権」委員会からの回答）。
- 10 池田賢市「道徳教育と人権教育との接合の可能性と危険性」『教育学論集』60号、中央大学文学部、2018年、10頁。
- 11 阿久澤麻理子「『日本型』人権教育を再考する」『連合総研レポートDIO』37(11)号、2024年、19頁。
- 12 出典：村井真子「マイノリティとは？ 種類や身近な具体例、現状と課題、対策を解説」『朝日新聞SDGs ACTION!』2024年11月27日。
- 13 激動の昭和を時代背景に、女性法曹たちの活躍を描いた2024年度前半のNHK連続テレビ小説『虎に翼』が、この条文を最重視して物語を編んだのは記憶に新しい。
- 14 2021年から2024年までの計4回の「基礎演習」の授業実践は、次の報告にまとめた。間瀬幸江「『子どもの権利』の視点を『基礎演習』に活かす—『意見表明権』の発見と活用に関する実践報告」『声のつながり』第2号（声の主体による文化・社会構築研究会、2024年）、3-24頁。レポートや論文など、論述に主体性が求められる大学での研究成果報告において、権利を視点が学生

の叙述にいかなる変化をもたらすかについても、複数の具体例とともに触れた。

- 15 「リベラルアーツ総合A・B」（Aは2年後期，Bは3年前期開講）は，2～3人の教員が一つのテーマについてそれぞれの専門知から講義を行う。2025年の開講テーマは「東北」「ことば」「生命」「声」「平和」の5つ。開講目的は「問題を広い視野に立って総合的にとらえていく態度を養い，現代の諸学問と文化に対する展望を獲得する」こと（2025年度『学生便覧』より引用）。筆者の担当テーマ「声」について，2021年度から2025年度までペアを組んだ担当者名は次のとおりである。大内典（音楽文化論，2021～2022），仁科彩（音楽論，2023-2024），阿部宏（言語学，2025）。なお，2020年，授業担当を筆者に打診くださったのは大内典教授である。記して感謝する。
- 16 フランス語オンライン辞書 CNRTL の〈VOIX〉の項参照 URL：<https://www.cnrtl.fr/definition/voix>
- 17 動画 URL：https://www.youtube.com/watch?v=1ueerfX_3kg&t=46s
- 18 セクシャル・マイノリティ当事者をはじめ，教場でこの動画を観ることに抵抗のある受講生がいることに配慮している。同じ動画のさわりを，第6回授業では教場で視聴する。なお，この動画の情報は「なるジェニ」から得た。記して感謝する。
- 19 東日本大震災を経験している学生などへの合理的配慮として，個別課題を与え教場出席に代えるなどの措置をとることがある。
- 20 なるジェニ「同性婚実現のための情報発信 動画サイト「ガールズライトTV」について」『声のつながり』第2号，79頁。
- 21 註7参照。